資料11

遠隔解析の制度、運用等に関して頂いたその他の御意見

【遠隔解析の法的性格】

○　今回導入すべき技術的措置の特徴は「調査対象者において、自らが調査対象となっていることが伝わっていない状態で行われる情報の取得であること」であり、これは、従来行政法の領域で議論してきた「行政調査」とは大きく異なる。

○　匿名・流動型犯罪グループによる犯罪は、財産犯であろうと身体犯であろうと、発生してから対処するのでは遅く、予防的観点から、行政措置としてその発生そのものを防止する必要がある。したがって、端末の情報を確認するとしても、メタ情報だけでなく、通信の中身を確認する必要があるが、中身を確認する以上、措置の対象者の特定は丁寧に行い、外部から見て公平性が担保されるようにする必要があるのではないか。

【遠隔解析の運用上の参考となり得る刑事訴訟法の実務・判例等】

○　現行の刑事訴訟法上の整理では、身体の拘束を伴う令状は、原則として１回限りの執行しか認められないが、捜索・差押え後に必要が生じた場合には、令状を再度請求し、裁判官の許可を得て、再度これを行うことができるものとされている。これを踏まえれば、遠隔解析を実施した際、近い将来に必要な情報が当該端末に記録される蓋然性が高いことが判明した場合には、再度裁判官の許可を得た上でその内容を把握することも、憲法第 31 条・第 35 条との関係で許容される。

○　法的な継続性のない処分と整理されている捜索・差押え等においても、長時間に及ぶことは目的達成のために必要な限度でのみ認められている。最高裁判決において、捜索・差押え中に届けられた物品についても捜索・差押えに係る許可状の効果は及ぶとされていることから、当該物を差し押さえることは認められると解されていることを踏まえれば、継続的な情報取得のための措置としないものとして検討する遠隔解析の実施中に新たに記録された情報を取得することは、許容されると考えられる。もっとも、遠隔解析の目的達成のために必要な限度を超えて、過度に長時間にわたり対象の電子計算機に対する接続を行い続けるような運用は許されないことは当然である。

○　刑事手続において、警察が被疑者宅の捜索・差押えを実施する場合には、被疑者宅に存在する物件が差し押さえるべき物に該当するか否かを判断するという目的に必要な限度で、書類の内容や室内の状況等の情報を知得することができ、当該物件が可視性・可読性のない電磁的記録媒体（例えば、USB メモリ）である場合には、当該記録媒体に保存されている電磁的記録を可読化し、モニターに投影するなどの「必要な処分」をすることも可能である。

　こうした刑事訴訟法の規律及び憲法第 35 条の下で警察に認められている権限の範囲を踏まえれば、今回新たに導入する遠隔解析に基づく情報の取得においても、刑事訴訟法の「必要な処分」に相当する行為を法定することにより、取得対象情報を探し選別するという目的に必要な限度で、対象端末内の情報を一時的に送信させ、これらを知得することは許容されると考えられる。

○　選別を行った結果として、取得すべき対象に含まれないと判断された情報については、刑事訴訟法の現在の運用との対比においても、警察がこれを保有し続けることは許されず、確実に消去することが必要である。

○　我が国の刑事訴訟法には、米国のプレイン・ビュー法理に相当する規定、すなわち、無令状での緊急差押えを認める規定は設けられていない。そのため、警察が捜索・差押えの現場において、令状発付の根拠となった被疑事実とは別の犯罪に関する証拠を発見した場合には、当初の捜索差押令状とは別の法的根拠に基づいて差押えを実施する必要があることに鑑みれば、警察が遠隔解析を実施する過程で、対象端末内において盗撮画像や児童ポルノ画像など他の犯罪への関与を示すデータを発見したとしても、そのことだけを理由として、直ちに証拠保全をすることは許されないと考えられる。

【ＧＰＳ判決[1]との関係】

○　遠隔解析を実施した場合には、いわゆるＧＰＳ判決の趣旨から見ても、その対象者にできるだけ速やかに事後の通知を行うことが原則として必要であり、この点を法律上明文化すべきと考える。しかし、今回の措置については、通知がそもそも困難である場合や、通知により被害防止に支障が生じる場合も当然考えられ、そのような場合には、適正担保の観点から相当と認められる限度で条件を定めて、対象者への通知の時期を後ろへ遅らせたり、通知を要しないこととしたりする旨の例外規定も用意するべきではないか。

○　事務局資料にも挙げられているＧＰＳ判決においては、最高裁は、捜査対象の車両等にＧＰＳ端末を取り付けて継続的に位置を把握する捜査活動を継続性のある「検証」と同様の性質を有する等と整理して、立法措置を求めた。今回の遠隔措置は、継続性のない措置として立法していくとの方針であり、ＧＰＳ判決に挙げられているような適正性担保措置の一候補に相当する事後通知を法定すること等を前提とすれば、今回の遠隔解析は、当該最高裁判決との関係で問題が残るものではない。

【遠隔解析の技術的手法】

○　通信事業者であっても、端末間での強固な暗号措置が講じられていれば、メッセージの閲覧等を行うことは技術的には事実上不可能である。

○　遠隔解析の実施手法については、脆弱性などを使わざるを得ない場面があると思う。被害防止措置のために国民の安全を脅かしているのかと言われないような運用を担保するべき。

○　遠隔解析の具体的手法については高い秘匿性が必要だが、取得した情報について、確かに犯人が持っていた対象機器から取得することができた情報である、ということを事後的に確認できることを担保していただきたい。

【事後監督・透明性の確保】

○　適正に実施されていることを担保するために、第三者機関が事後的にチェックする仕組みが必要になるが、サイバー対処能力強化法については警察以外に、防衛や外務も執行に関わる制度であるため、サイバー通信情報監理委員会が事後的にチェックを行うこととされたと思われるが、今回の遠隔解析は、純粋に、警察行政（警察行政法の執行）の世界であるから、すでに存在している機関である「公安委員会」によるチェックとすることが適当ではないか。

---

[1] 最大判平成 29 年３月 15 日

○　警察による遠隔解析に関する事後監督を行う組織として、公安委員会が適当なのかという意見もあり得るだろう。個人情報を取り扱う部分に関する事後的なチェック主体は、例えば個人情報保護委員会等とすることも考えられるのではないか。
○　サイバー通信情報監理委員会に遠隔解析の事後監督まで行わせることは必ずしも現実的ではなく、公安委員会において従来の警察に対するチェック機能を発揮させるべきではないか。
○　事後的なチェックについては、実施内容等を公表することで透明性を確保することにより、事後的な手続が適正に行われていることが明らかとなり、国民も安心するのではないか。